

令和2(2020)年度第2回川崎市民間活用推進委員会 議事録

日 時 令和2年9月24日(木) 午前10時00分～午前11時00分

場 所 川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室(WE B会議)

出席者 委員 安登会長、足立委員、伊藤委員、川崎委員
市 側 佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長
織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
多田総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
大槻総務企画局行政改革マネジメント推進室担当係長
古俣教育委員会事務局教育環境整備推進室担当課長
笹渕教育委員会事務局教育環境整備推進室担当係長

開 会

1 議題

- (1) 川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の総括(中間報告)について
- (2) 川崎駅西口大宮町地区 地区施設整備活用事業 民間提案審査部会の設置について
- (3) 民間活用(川崎版PPP)推進方針に基づく運用状況について

2 その他

閉 会

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 0名

議事

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、大変お待たせしました。定刻になりましたので、ただいまから始めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから令和2年度第2回川崎市民間活用推進委員会を開催させていただきます。

私は、総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長の織裳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

このまま、恐縮ですが、着座で進めさせていただきますと思います。

初めに、本日、保井委員におかれましては、体調の不良のため欠席の旨の連絡をいただいておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、会議に先立ちまして、幾つか事務連絡をさせていただきます。

本日の委員会は、各委員に事前にご了承いただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブ会議システムを併用した委員会とさせていただきます。そのため、事前に送付させて

いただきましたZ o o mによる民間活用推進委員会開催に当たる留意事項に記載させていただきましたとおり、幾つかのお願い事項がございますので、ご協力をお願いいたします。

特に、ご発言いただく際には、まず、挙手とともにお名前をおっしゃってください。その後、会長による指名がありますので、その後にご発言をいただきますようお願いいたします。また、委員会の進行中、音声や画面上のトラブルがあった際には、チャット機能や、または事前にメールでご連絡をしております携帯電話のほうにご連絡をいただきましたら対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の委員会でございますが、前回と同様に公開とさせていただいております。市民の皆様への傍聴やマスコミの取材につきましては許可とさせていただいておりますので、この後ございましたら対応させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

委員会終了後、議事録を作成させていただきます。委員の皆様にはご確認をいただいた上で、公開の手続きを取りたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日、事前にご郵送しております配付資料でございますが、次第、その下に出席者一覧と座席表のほか、資料1、資料2-1から2-3、資料3、それと参考資料1と2を配付させていただいております。漏れがないことを確認させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、会議開催に当たりまして、行政改革マネジメント推進室長より挨拶を申し上げます。

佐川総務企画局行政改革マネジメント推進室長

佐川でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には日頃から川崎市政にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は大変お忙しい中、お時間をいただきましてありがとうございます。改めまして感謝を申し上げます。

今回の会議では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本委員会も初めてZ o o mによる会議を開催することになりました。行政側が慣れない部分もありますけれども、ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は小学校等の冷房化事業の総括（中間報告）のほか、今年度から運用を開始した民間活用推進方針の運用状況の報告など、3件の議題につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。長時間の会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、ここからの会議の進行につきましては、会長をお願いをしたいと存じます。

安登会長、どうぞよろしくお願いいたします。

安登会長

承知いたしました。

本日は時間どおりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応ということで、本日はウェブ会議システムを併用した委員会となっております。初めてのことでございますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。先生方におかれましては、授業等でZ o o mを使っておられるので慣れておられるかと思いますが、この委員会は初めてですので、手探りでやってみます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の次第を見ていただきたいのですが、本日のテーマは議題として三つございます。順番に紹介させていただきますと、1番目に、川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の総括（中間報告）について。2番目に、川崎駅西口大宮町地区地区施設整備活用事業民間提案審査部会の設置について。3番目に、民間

活用（川崎版P P P）の推進方針に基づく運用状況について。この三つのテーマについて事務局から説明をいただけるものと思っております。委員の皆様方におかれましては、自由闊達なご議論をよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従って進めてまいりたいと思います。

まず、議題の（１）ですが、川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業の総括（中間報告）について、教育委員会事務局からご説明をお願いいたします。

古俣教育委員会事務局教育環境整備推進室担当課長

教育委員会教育環境整備推進室、古俣と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料を見ながらご説明させていただきます。

初めに、資料の１ページをご覧ください。Ⅰ、事業の全体像についてご説明いたします。

資料左上の１、（２）の事業概要にございますとおり、本事業は、安全で快適な教育環境を提供するため、聾学校を含む市立小学校９０校を対象として、全普通教室に冷房設備を設置したものでございます。本事業実施にあたりましては、一定期間内に一括で冷房設備を整備することによる、学校間の公平性の確保や、低廉かつ良質な公共サービスの提供を期待し、P F I手法を活用することといたしました。

（３）の事業期間にございますとおり、平成２１年３月に事業開始後、８月２３日までに施工完了の後、維持管理業務を開始いたしまして、令和４年３月末に事業を終了する契約となっております。

契約金額につきましては、（７）にございますとおり、当初は約５０億２，１００万円で契約を締結、その後、変更契約を行い、現在は約５０億３，５００万円となっております。

（９）にはV F Mを示してございまして、特定事業選定時は約９．４６％、契約時には約１１．７６％でございましたが、現在のV F Mは精査中でございますので、総括の際にお示しをしたいと考えております。

資料２ページ目、３ページ目につきましては、事業実施スケジュールやモニタリング、契約期間終了時の対応等につきまして、契約書等に基づきまとめてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

それでは、続きまして、４ページをご覧ください。資料左側、Ⅱの総括の目的と検証内容でございますが、総括の目的につきましては、１にございますとおり、本事業の知見を次期事業に生かすため、令和３年度末の事業終了に向け、次期事業期間における取組や民間活用の在り方について、検証を実施するものでございます。

本事業の検証につきましては、２にございますとおり、事業、手法、機器・設備の三つの視点から評価を行うこととしております。

また、次期事業の検討につきましては、３にございますとおり、事業終了時の検証結果、事業を取り巻く状況変化、当該事業への導入可能性のある手法の得失を踏まえ、事業内容や民間活用範囲及び手法等について検討してまいります。

続きまして、４ページの右側、Ⅲ、P F I手法の適用に至る経過をご覧ください。１の背景にございますとおり、普通教室の冷房化に当たりましては、当初、直接施工による冷房設備の設置を検討しておりましたが、学校運営に配慮するために、夏休み等の限られた期間で施工する必要があることや、工事輻輳により短期間での業務遂行が困難であることなどから、直接施工のみで設置を行うことは困難と想定されておりました。

一方、P F I手法の活用により民間事業者が一括して設計・工事を行うことで、一定期間に集中して多数の冷房設備を設置することが可能であると判断されたことから、市内経済への活性化への配慮等も踏まえまして、中学校では直接施工、小学校ではP F I手法を活用して整備を進めることとしたものでございます。

２のP F I手法採用にあたっての評価にございますとおり、平成１９年度に実施した民活導入可能性調査

におきまして、従来手法とPFI手法との財政支出の比較を行い、PFI手法により、より効果的、効率的な行政サービスの提供が可能であるかの検討を行うとともに、民間事業者の参入意欲についてヒアリングを実施いたしました。

検討に当たりましては、ガス、電気等のエネルギー方式ごとにVFMを試算いたしまして、どのエネルギー方式においても一定のVFMが見込まれる結果が得られました。

VFMの試算結果につきましては、1枚おめくりいただきまして、5ページ目の左側に示してございます。また、民間事業者へのヒアリングの結果、おおむね興味・参加意向を示していることが確認できたことから、PFI-BTO手法を採用することとしたものでございます。

続きまして、5ページの資料右側、IV、検証内容に応じた評価項目の考え方をご覧ください。ここでは、評価の視点ごとの考え方を整理しております。

初めに、1. 事業としての評価についてですが、本事業は、子どもたちの安全で快適な教育環境を実現するとともに、学校間の教育環境の格差を生じさせないことを目的とするものであることから、設備導入時の学校現場の状況や、事業前後の設備導入割合等の比較から検証を行うものいたします。

次に、2. 手法としての評価についてですが、本事業では、設計、施工、維持管理等を一括して契約することによる市の財政負担の軽減や性能の維持など、低廉かつ良質なサービスの提供を目指すため、PFI手法を導入したものであることから、VFMの達成状況やSPCの財務状況等のほか、一括管理の効果や修繕等の状況、リスク分担の適切性についての検証を行うこととしております。

その他、3. 機器・設備としての評価として、機器・設備の状態について検証を行うこととしております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、6ページをご覧ください。Vの評価項目毎の検討・分析状況についてでございますが、まず、事業としての評価に関する検討・分析状況についてご説明いたします。

学校現場の意見につきましては、(ア)にございますとおり、好意的な意見が多数聞かれまして、設置当初に聞き取りを行ったところによると、室内温度が一定に保たれることにより、夏場の体育後の授業についても、比較的スムーズに集中して授業に向かうことができる等の意見があり、教育環境の改善に効果があったものと考えております。

次に、空調導入校の割合につきまして、(イ)にございますとおり、本事業実施前は約12%しか導入されておりましたが、PFIによる一斉整備で小・中学校全体の半数以上の約54%に導入を行うことができたことから、本事業は教育環境の格差の是正に寄与したものと考えられます。

次に、手法としての評価に関する検討・分析状況についてでございますが、事業終了時のVFM、SPCの財務状況等につきましては、現在精査中でございますので、総括の際にお示しをしたいと考えております。

6ページ、資料右側の(ウ)の整備期間の短縮にございますとおり、中学校では直接施工により平成20年度に20校、21年度に21校の整備を行いました。PFIでは平成21年度に90校の整備を行うことができました。これは、PFI手法を活用することで短期間で整備が実現したものであり、学校間の教育環境の格差が生じることなく整備を完了することができたものと考えております。

次に、(エ)の空調の移設状況にございますとおり、統廃合や改築等の影響により、これまで室内機84台、室外機22台の移設を実施してございまして、空調が必要な特別教室への移設を行うことで効率的な運用が図られているものと考えております。

次に、(オ)の一括管理による良質なサービス提供にございますとおり、従来手法では、故障時に復旧までの時間を要するなどの課題がございましたが、本事業の一括維持管理では、遠隔モニタリングや常時監視の実施により、異常停止した場合にも早期復旧を図ることが可能な体制となっているほか、年2回の定期点検を実施することで、遠隔監視では確認できない事項を確認し、性能劣化の防止を図っております。

次に、(カ)の修繕等の実施状況にございますとおり、本事業では、空調等を継続的に利用できる状態に

保つために必要な点検及び保守、清掃、経常的修繕等の維持管理を行うこととしております。

1枚おめくりいただき、7ページをご覧ください。資料左上に維持管理対応・修繕実施件数を表で示してございます。設置から年数が経過し、熱交換器の汚れによる性能の低下が多く見られたことから、複数年にわたり計画的に熱交換器洗浄作業を実施するなど、主に計画的メンテナンスにより件数が増加している状況がでございます。

一方、機器停止を伴う故障等、学校運営に支障を来すような故障は、毎年度数件程度しか発生していないことから、おおむね継続的に利用できる状態に保たれている状況にございます。

今後、総括評価におきましては、直接施工により同時期に導入した中学校との比較を行うなど、さらに精査をしてみたいと存じます。

次に、(キ)のリスク分担にございますとおり、責任分担の基本的考え方として、想定されるリスクをできる限り明確にした上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するという考えに基づき、次に示すリスク分担表のとおりリスク分担を設定しておりますので、表の詳細は後ほどご確認ください。

1枚おめくりいただきまして、8ページをご覧ください。8ページ、資料左下にございますとおり、当初想定していなかったリスク分担として、事業者の責により市が負担した光熱水費がございまして、当該光熱水費につきましては、契約書の規定に基づき、事業者と協議の上、事業者が負担をすることといたしました。光熱水費負担に関しましては、8ページ、資料右側の概要にございますとおり、平成21年度の暖房期において、エネルギー消費電力量及び燃費実績が当初計画を上回る結果となったことから、是正勧告を行い、改善を図ったものでございます。

1枚おめくりいただきまして、9ページをご覧ください。詳細な説明は省略させていただきますが、要因と対応策として、システムの設定内容により大きなエネルギー消費を伴うことが判明したことから、その設定内容を変更することにより改善が図られたものでございます。本件のような是正事項への事前の対策としては、事業開始前に詳細な聞き取りを実施することでリスクの低減や、より効果的な運用が図られるものと考えております。

次の3、機器・設備としての評価に関する検討・分析状況、4の事業者へのアンケートの実施結果につきましては現在精査中でございますので、総括の際にお示しをしたいと考えております。

今後、評価項目ごとの検討・分析を進め、「事業」「手法」「機器・設備」の視点ごとに評価結果を整理してみたいと存じます。

次に、VI、次期事業期間の取組の方向性の検討に向けた論点整理でございますが、今後、総括評価に向けて現行PFI事業の各種検討を進め、その効果を検証するとともに、空調設備に係る考え方等も踏まえながら、次期事業の事業内容の方向性や手法等の決定に向けて取組を進めることといたします。

最後に、9ページ右側ですが、VII、今後の検討の方向性でございますが、総括の検討にあたりましては、公正性、透明性、客観性確保の視点から、学識経験者等第三者の意見を踏まえて検討するものとし、年度内に民間活用推進委員会に諮ってみたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

安登会長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。

今日は保井先生がお休みで3人と少ないので、できれば全員の方からお一言ずつでも結構ですので、ご意見、ご質問を伺いたいと思っております。

順不同で行いますので、どなたか手を挙げていただければ。いかがでしょうか。
川崎先生、お願いします。

川崎委員

よろしくお願ひいたします。

ご説明ありがとうございました。非常に丁寧に、いろんなことがやられてることがよく分かりました。

それで、今回、公立学校の空調設備を入れるにあたって、小学校のほうはPFIを採用し、中学校のほうは直接施工のほうでやられたということで、いろんな経緯があったということも理解をしたのですが、検証の際に、結構重要なことなんですけれども、直接施工をやった中学校とPFI手法でやられた小学校の成果の違いを少し明確にお示しいただけると、政策検証としてはかなり重要なものになると思います。特にメンテナンス手法の違いによって空調設備の劣化ですとか、劣化の度合いとか、あるいはエネルギー効率とか、そういったことを含めて、直接施工でやられたものとPFI施工でやられたものの違いを検証するということは、今後こういった手法による違いを明確にする上で、すごく重要な指標になると思いますので、ぜひその点を評価の際に取り入れていただければというふうに思います。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

今の川崎委員のご指摘について、事務局から何か補足することはございますでしょうか。
どうぞ。

古俣教育委員会事務局教育環境整備推進室担当課長

ありがとうございます。

今回導入に当たりまして、直接施工とPFIと、両方導入という形になったものですから、逆に今それぞれが同じ年数をたって、ちょうど検証するにも比較ができやすいと思いますので、ご意見を踏まえながら、今後検証に取り入れていきたいと考えております。ありがとうございました。

安登会長

ありがとうございました。

では、伊藤先生、お願いします。

伊藤委員

詳細な資料をありがとうございました。内容は非常によく分かるようになっているので、これは今後の検証に非常に役立つと思っております。先ほどのご指摘にもありましたように、同じタイミングでほぼ同種の事業に異なる手法が用いられたことは、検証に役立つ事例だと思いますので、種々の検証の材料をまとめていただけますと、今後非常に役に立つと思います。

また、当時一部直接施工を採用した理由として、市内の事業者への発注の機会を増やすという視点があったというふうにご説明いただきましたが、そこから10年余りが経過した現在では、状況が変わって、市内の事業者もPFIに参加しやすくなってきているのかといった、直接施工のメリットが今でも同じように当てはまるのかという視点も少し持って整理をいただくと、次の事業につなげられるの思いますので、そうい

った視点での整理もお願いいたします。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。

今の伊藤委員のご指摘について、事務局から何かコメントがございましたら。どうぞ。

古俣教育委員会事務局教育環境整備推進室担当課長

ありがとうございます。

やはり現状も市内企業への受注機会を配慮するという事は、市としても引き続き検討すべき事項だと考えております。PFIにつきましても、金額の大きさとかを含めて、WTO等の制限があるということの中で、なかなか市内企業に直接発注ということは難しい状況ではございますが。この間、幾つかのPFI事業をしていく中で、例えば評価の中に市内事業への配慮を入れるというようなこともございますので、そういう面も含めながら、事業規模につきましても、この総括を踏まえまして、また改めて広く考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

委員長、織裳から補足よろしいでしょうか。

今、お話があったことに加えて補足ですが、昨年度、皆様にもご審議をいただきました、この4月から運用している民間活用推進方針の中では、地域経済活性化に向けた基本的な方針というものを章立てしております。その中では、この後、PFIなどの事業を進める際には、より一層、事業者選定時の取組などの中でも、可能な限り市内事業者に優先発注することを努力義務としたり、市内事業者とJVを組むことによって加点を設けたりというようなことを記載しております。この後進めていく事業の中では、そういった観点をしっかりと発注の際に確認をしながら取組を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

足立委員、よろしいでしょうか。

足立委員

足立です。

もう話が出ましたが、小中で本当に全く同じ時期に実施というところで、非常に比較するのに良いタイミングだと思いますし、あとは、かねがね思っていましたけれども、こういう機会を契機として、PFIの検証だけでなく、直営事業の適切な検証をする良い慣習などにもつながっていくといいのかなという気もいたします。

市内地域事業者の件についても、今回の空調PFI案件は、10年ぐらい前の事業開始ということで、全国でもかなり先駆的に始められていますので、当時は「PFIでは市内事業者の参画は難しい」という判断だったのだらうと思いますが、その後学校空調PFIについては、例えば関東でいえば、自身も川上の検討をサポートさせて頂いた春日部とか、また、西日本でいえば福岡であるとか、地銀の貢献も含めて、地域

事業者が代表企業をつとめる事例なども出ています。なので、そういったこともふまえて総括していただければ、今後、例えば直営事業の更新期が来た際に「その後の手法をどうするのか」といった検討にも適切に生かせるのではないかと思います。また、今後、学校空調と類似のバンドリング事業、例えば公共施設やインフラの包括委託事業等に取り組む際にも、市内事業者の活用の議論等に生かせると思いますので、そのようなことも見据えた検証にさせていただけるといいのかなと思います。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。

ただいまの足立委員のご指摘について、事務局から何かございましたら伺えますか。

どうぞ、お願いします。

古俣教育委員会事務局教育環境整備推進室担当課長

ありがとうございます。

やはり導入した当時、平成20年、21年ぐらいにつきましたは、今思い出すと全国的にもあまり普通教室の空調が一般的ではなかったような時期でございまして、当時もあまり成功事例がなく、なかなか参考事例がないというような状況だったというふうに思い出しております。ご指摘のように、その後、現時点では普通教室の空調というのは全国的には一般化しております、他都市等の先行事例も大変多くなってきたところでございますので、今回、もしも更新に当たっては、そういうことも参考にしていきたいと考えております。ありがとうございました。

安登会長

ありがとうございました。

保井先生がお休みなので、私からもちょっとだけ発言をさせていただきます。3点ございます。1点目は感想です。先ほどPFIと直接施工との観点から指摘がありましたが、資料6ページにありますように、一度に設備を入れなきゃいけないというときに、PFI方式を導入することによって、ある程度、無理な短期間での事業、工事をやってもらうという、そういう何か瞬発力を必要とする事業をやるときにはPFIは結構、直接施工に比べても自由度が高いといえますか、ちょっとした無理もしていただくことが可能なので、合わせ技でやられたというのは、つまり時間との戦いの中でそれを選択されたのというのは大きな意味があったのではないかなというふうに思います。

他の事例でも、期限が迫っているときに、やはりPFIの場合は直接施工よりもかなり柔軟性があるというので採用されています。そういった意味では、これを併用されたことはよかったと思います。

それから、質問は2点ありまして、1点目は、7ページのところに、毎年トラブルがあったというふうに書いてございます。数件程度で、おおむね継続的に利用できる状態が保たれているということですが、数件というのは、これは大したことないよということなのか、何か対応したことによって、そういったトラブルがないように改良されたといえますか、そういうようなことがあったということなのかどうかということも、もしあれば書いておいてもいいのかなと思いました。ただ、数件程度で、この程度はあるが問題ないよということであれば、それはそれでいいのかなというふうに思います。

2点目は、この事業をやられた直後に東日本大震災がありました。2011年の3月11日ですから、まだ授業中だったと思います。当時、計画停電とか何かいろいろ話題になりました。その時期は暖房だと思えますが、震災との関係でトラブルなく、うまくこなせたのかということところはちょっと気になります。こなせ

たということであれば、それはそれで非常に結構ですけれども、大震災を挟みましたので、ちょっとそこが気になりました。

以上です。

古俣教育委員会事務局教育環境整備推進室担当課長

ご意見等も含めてありがとうございます。

まず、機器の故障の辺りの件でございますけれども、機器が、例えば空調が使えなくなってしまうような故障は、毎年度数件というようなお話はしてございますけれども、それも比較的速やかに故障は解消できまして、大きな、長期間にわたって止まるようなトラブルはなかったように聞いてございます。その分、熱交換器の汚れとかがあって、ここにも記載をさせておりますが、洗浄作業を、かなり年数がたってまいりましたので多くやっているような状況があるというふうに聞いてございますので、その辺りが、経年による洗浄等のメンテナンスが改めて必要になったということの状況でございます。

それから、東日本大震災のときのことでございますが、特に詳しい、今ちょっとデータが手元にないのですが、聞いたところによれば3月ということだったので、あまり暖房も使っていない時期だというふうには聞いてございましたので、空調の面で、大震災の影響で事業に影響のあったということは、ちょっと分かっていないところでございます。ただ、3月でもまだ上旬だったと思いますので、もしかすると少し使えなかったときもあったかもしれません。その辺り申し訳ございませんが、以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

3人の先生からご指摘をいただきました。ありがとうございます。

ただ今の事務局のご報告及び各委員の方からのご指摘で、最終報告に向けて必要な補足がありましたら、また事務局でまとめていただけたらと思います。

全体として、事業自体はほぼ計画どおり進んでいて、若干、何か蓄熱の問題とかで調整もされたようですが、全体としてはスムーズに来たのかなというふうに思います。

では、最終的な取りまとめについて、引き続き事務局のほうでお仕事していただきますよう、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

では、議事を進めさせていただきます。

次第の、議題の（2）川崎駅西口大宮町地区地区施設整備活用事業民間提案審査部会の設置について、お話をいただきたいと思います。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、資料のほう、資料2-1をご覧いただきたいかと思えます。資料のほうを共有しながらご説明させていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

安登会長

大丈夫です。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

こちら、川崎駅西口大宮町地区における地区施設整備活用に関する取組についてということで、本委員会に新たな部会を設置することをお諮りするのためのものがございます。

左上でございますけれども、1番、事業概要でございますが、こちら、平成11年に都市計画決定をした川崎駅西口大宮町地区というところがございます。下線部でございますが、地区計画に定められた地区施設について、活力にあふれた広域拠点の形成を目指すため、土地の高度利用による駅前にはふさわしい市街地の整備を進めているところでございます。川崎駅の玄関口としてふさわしい時代の変化に対応した都市機能を備えることが求められているところでございます。

こちらについて、今回、基本的な考え方というものを本市として取りまとめをして、民間企業のアイデアを、ノウハウを最大限に活用した民間活力を導入していきたいと考えているところでございます。

場所は、川崎駅西口から徒歩5分程度の場所という形でございます。川崎駅西口の再開発エリアの中の緑地というような位置づけがされたところの場所でございます。

ご説明しました基本的な考え方、2ポツ目のところでございますけれども、地区計画に定める「潤いのある都市生活の実現」に加え、多様なにぎわいや交流を生み出す都市機能の集積や、「回遊性・利便性の向上」などにも配慮しながら、都市的な緑地整備を行い、より質の高い維持管理を行うとしたものでございます。

3ポツ目にございますように、本市の玄関口にふさわしい機能を備えた整備を行う上で必要であれば、壁面緑化や屋上緑化などを施した建築物を含め、緑地を立体的に整備することも可能とする条件で整備を行うものでございます。民間企業のアイデアやノウハウを最大限に活用して、プロポーザル方式で事業者提案を募っていくということとしたものでございます。

左下にございますように、今年の3月にサウンディング調査を実施して、可能性調査を導入しております。7月に、ただいまご説明しました基本的な考え方を取りまとめしております。また、8月の末には、後ほどご説明しますが、PPPプラットフォームの意見交換会にも提出をして、企業12社と意見交換をしたところでございます。

資料の右上にお進みいただきたいかと思えます。本市の方針としましては、この後、今後の事業者選定の流れという中にありますように、民間活用推進方針に基づき、提案審査の公平性、透明性、客観性を確保する観点に加え、専門的視点を有する学識経験者、第三者の意見を聴取しながら手続を進める必要があると考えております。本委員会に、本委員会の委員と臨時委員から成る「川崎駅西口大宮町地区 地区施設整備活用事業 民間提案審査部会」を設置し、審査基準等の確認、事業者提案の審査等を実施していきたいと考えております。

右下にございますように、この後、本日ご承認いただければ、9月末に1回目の審査部会を開催しまして、募集要項や審査基準等の確認を行った後、募集要項等の公表をして募集を募ってまいりたいと考えております。11月の下旬には第2回の審査委員会を書類、書面審査で行って、第3回目をヒアリング審査という形で12月の末に行いたいと考えているところでございます。

資料をおめくりいただきまして、資料2-2をご覧くださいかと思えます。こちら、特に2番の所掌事務としましては、事業者選定の審査・評価に関すること、その他、必要な事項に関することとしております。

組織の部分の(1)部会の委員につきましては、本委員会の委員と臨時委員として、事業者選定の審査に関して高い識見を有する者から、委員会の会長が指名をし、ご承認をいただくという形を取っております。

また、4番にありますように、部会の決議の取扱いでございますが、短い機会でも審査をする必要性があることから、条例第8条第7項の規定により、部会の決議を委員会の決議とするものとしております。

この後、6番にありますように、前項各項に定めるほか、部会の運営に関して必要な事項に関しましては

部会長が定めるものとさせていただきます。

めくっていただきまして、資料2-3をお開きいただきたいかと思えます。こちらが、今回設置します部会の委員の名簿の案でございます。本委員会から、安登委員長と川崎委員にお入りいただき、加えて、臨時委員としまして、大沢昌玄日本大学理工学部教授、こちらは土木工学を専門とされている方でございます。また、もう一名、水庭千鶴子委員としましては、東京農業大学地域環境科学部で、造園科学を専攻されている方でございます。こちら2名の方につきましては、本市のまちづくり局の都市計画審議会の委員に就任にた

だいでいるところでございます。

また、お一方、山本健一弁護士でございますが、こちら、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、不動産、ファイナンスなどを専門に取扱いをされてる先生にお加わりいただいているところでございます。

こちら、5名の方々を構成委員としまして委員会を設置することをお諮りします。

また、一つ、今回の部会につきましては、事業者選定という形でございますので、参考資料2につけてございますけれども、参考資料の2の第5条にありますように、非公開とすることができる会議という形で、公にすることにより法人の競争上の地位が損なわれるおそれがあるものだとか、あと、委員の率直な意見交換に影響するものだということを鑑みて、今回非公開で進めることを確認します。改めて部会にもお諮りしますが、そのような形で進めさせていただきたいと考えておりますので、ご報告をさせていただきます。

以上、議題の2でございますが、お諮りいたしますので、ご審議よろしくお願いたします。

安登会長

ありがとうございました。

議題の二つ目につきましては、まず、資料の2-1について、委員の方から、ご質問とかございましたら伺いをいたします。それから、部会の設置について、本委員会として了承していただけるかどうかという、その審議をしたいと思えます。

まず、資料の2-1につきまして、横長の紙ですけど、これにつきまして、特に分からない点等ございましたら言っていただけますでしょうか。いかがでしょうか。

ミュージア川崎の裏側と言ったら怒られますけど、KAWASAKI DELTAに入っていきますと右手奥のほうにある三角形のところはまだ未整備であるということで、ここを民間活力で活用させたい、にぎわいをつくりたい、回遊性を維持したいと、こういった狙いでございます。

ご意見いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、こういった事業であるということについて、一応ご理解いただけたということで、この事業者を選定する部会を設置するというところでございますけれども、これにつきまして、何かございますでしょうか。

一応、この委員会からは私と川崎先生が入るということで、臨時委員として日大の大沢先生と東京農大の水庭先生と、伊藤先生と同じ事務所から山本先生に入ります。いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。ご異議はないということで、部会の設置につきまして、本委員会として了承したいと思えます。ありがとうございました。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございました。

安登会長

それでは、次第に従いまして進めてまいります。議題の3ですね。民間活用（川崎版PPP）推進方針に基づく運用状況について、ご説明をお願いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

それでは、お手元の資料3をお開きいただきたいと思います。こちら画面のほう共有させていただきながら進めさせていただきます。

こちらにつきましては、この4月から運用を開始しました、民間活用推進方針の運用状況をご報告させていただきます。またご意見を頂戴しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

こちら、資料の1枚目、左上でございますけれども、昨年度、本委員会でもご審議いただきました、民間活用推進方針の七つの章立てのものを抜粋して書かせていただいたものでございます。七つの章立てから成るものでございます。

運用状況としましては、左下、2番のところからでございます。川崎市における民間活用の周知等に向けた取組という形で書かせていただいております。

(1) がロングリスト等の公表でございます。本市が民間活用を図る可能性がある事業を早い段階から周知し、民間事業者の事業参画に向けた準備を進めることを目的としまして、ロングリスト、ショートリスト、発注リストをこの6月から公表しております。リストには、事業名、事業概要、スケジュール、担当部局等を記載しており、民間事業者の方から適時ご連絡が取れる状況を整えているところでございます。

(2) としましては、民間活用推進方針の紹介動画の配信というものでございます。このコロナの中において本方針を周知していくために、まず、日本PFI・PPP協会と連携しながら、6月から協会のホームページで動画を公開しているところでございます。加えて、本市のホームページの中でも、川崎市ユーチューブチャンネルというものがございますので、そちらの中に8月から動画の公開を開始したところでございます。9月4日時点ではございますが、再生回数300回を超えるような形で閲覧をいただいているところでございます。

3番ですが、メールニュースの配信でございます。サウンディング調査の実施やプラットフォームの開催、今ご説明しました方針の動画の配信など、民間活用に関する情報をメールニュースとして配信しているところでございます。この4月以降、方針策定後、8回の配信をしているところでございます。8月末時点で登録者数は517名となっているところでございます。

(4) 庁内研修の実施でございますが、庁内の職員の意識醸成、担い手の育成、非常に重要なことだと考えていて、庁内の研修を7月に実施したところでございます。本来、4月から研修を実施していこうと考えていたところなんですけど、なかなか、コロナの状況を踏まえて、集合研修が難しかったことがございますが、7月に、右側の小さな写真でございますけれども、本市の講堂で、席を二つほど空けた形で配席しながら、81人の方にお集まりいただいて研修を行ったところでございます。

この後も、可能な限り、本方針に基づく研修などを実施しながら、担い手の育成、職員の意識の醸成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

資料のほう、右上に移っていただきまして、3番、優先的検討プロセス等による検討でございます。こちらにつきましては、4月以降、優先的検討のプロセスにのっとり、庁内で一定の意思決定を行った事業を抜粋して掲載させていただいております。

(1) でございますが、川崎市卸売市場北部市場の機能更新に係る民間活用の検討でございます。事業概要でございますが、市民に生鮮食品等を安全・安心、適正価格で安定的に供給する「食の流通拠点」として、本市の東名高速の川崎インター近くに設置されている市場でございます。竣工後38年が経過しており、市

場を取り巻く環境の変化への対応や老朽化への対応が必要なことから、市場機能の強化を行うとともに、再整備を目指すものでございます。

再整備の方法としては、長寿命化プラス高機能化、または全面建て替えが想定されておりますが、既設機能の更新や余剰地活用による市場全体の価値向上の観点から、また、財政支出の状況などを踏まえながら、今後検討を進めたいと考えております。

検討状況としましては、令和元年度、昨年度から民間活用手法、余剰地の活用方法等、市への要望事項などについて、民間事業者へ個別でヒアリングを実施しておりました。民間事業者の事業参画可能性を確認できたことから、一定程度、今回新しくつくった方針に基づいて、簡易な検討として、民間活力の導入可能性があるということを確認ができたので、今後詳細な検討を進め、VFMを算出するなど、ステップ4に移っていくことを、この8月に決定を行ったところでございます。

右下の(2)につきましては、川崎市西口大宮町地区、先ほどご説明した事業でございますが、こちらにつきましても検討状況のところの下線部にありますように、公有財産利活用事業の検討プロセスに準じて検討を進めてきたところでございます。

この後も、民間事業者の参画可能性等、確認ができたことから、今回公募の手続に入るために部会の設置をお諮りしたものでございます。ヒアリングによって、民設民営、20年間の定期借地により緑地の活用を図っていききたいというふうに考えているところでございます。

資料おめくりいただきまして、2枚目、ご覧をいただきたいかと思えます。左側でございますが、4番、モニタリング等に関する取組でございます。

(1)は、今年の前回の6月の委員会でお諮りしました、多摩区スポーツセンター建設等事業のPFI事業の総括評価でございます。こちらのほうにつきましては、総括を行って、今年度末に事業が終了のため総括評価を行ったところでございます。現在、指定管理者制度によりまして、今後5年間の指定管理者の募集に移ったところでございます。

(2)につきましては、先ほど説明をさせていただきました、市立小学校・聾学校等に冷房化事業の総括評価(中間報告)でございます。こちらについても新しい方針にのっとり総括評価を行いながら、今後の取組を進めていききたいと考えているところでございます。

左下、(3)市営住宅における管理代行制度の評価と次期管理手法の検討(中間報告)という形でございます。事業の概要につきましては、本市、104の団地、市営住宅がございます。住戸数にしまして約1万8,000戸の住戸を保有しているところでございますが、こちらにつきましては、公営住宅法に基づく管理代行制度に基づき、平成18年4月から川崎市住宅供給公社に委託を行っているところでございます。委託の方法としましては、5年間の協定を締結し、毎年度契約を締結しながら事業を運営しているところでございます。

新たな評価手法の導入というところでございますが、これまでは、年度終了時及び協定期間の最終年度に本市まちづくり局がモニタリング評価を行うだけでございましたが、第三者評価が行われていない、随意契約のため、サービス向上、効率化などのインセンティブが働きにくいというような課題を感じていたところでございます。

新たな評価方法としましては、本市のまちづくり局が所管をいたします川崎市住宅政策審議会の答申を受け、評価の客観性を担保するため、指定管理者制度に準じて第三者が評価に関与する新たな評価方法を導入したいと考えているところでございます。年度評価を年1回、総括評価を5年に1回実施し、川崎市住宅政策審議会の下部組織として評価部会を設置し、客観的な評価を実施していききたいと考えているところでございます。

次期管理手法の検討においても、令和3年度までが期間として現行の期間、管理代行が行われているとこ

ろでございますので、この後、令和4年度以降に関しましては、もう一回、改めて指定管理者制度やコンセッション方式など、他の手法も含めて検討を行うという形を考えているところでございます。

左下でございますように、PFI事業の総括など、幾つか進めてまいりましたが、明らかになった課題としましては、事業開始時における要求水準等において、事業目的や求める効果水準が明確になっていなかったことが上げられます。定期的な事業評価を行うことを念頭に、定性的・定量的に、事業目的として達成すべき目的や効果を設定し、それに基づくモニタリング等の実施による効果検証を行うなど、要求水準書作成段階から明記する必要があると認識したところでございます。

続いて、資料の右側上、5番のPPPプラットフォームに関する取組でございます。

(1) 意見交換会の開催を報告させていただきます。コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、フォーラムや講演会のような、昨年度実施したような大人数が一堂に会する形式を改め、小規模ブースに分かれて、民間事業者と所管課との意見交換会を開催したところでございます。資料が小さくて恐縮ですが、右側の写真のように、会議室を借りて定員の半分の参加者設定としたり、例えばアクリルボードを設置して飛沫防止を施して開催したものでございます。

開催日時は、8月31日に開催しており、1クール40分、3クールの入れ替え制で実施したところでございます。

実施案件としましては、計7件のものについて意見交換を行ったところでございます。こちらに記載をされております、未利用公有地の有効活用や、先ほどご説明しました西口の大宮町地区の地区施設整備、それと、道路行政におけるデジタル化など、七つの事業について意見交換を行いました。

参加企業につきましては、延べ83社の参加をいただいたところでございます。

(2) 参加事業者のアンケート結果(抜粋)と考察でございますが、今回のような他企業を交えた意見交換についてどうであったか、よかったか、悪かったかということを探しているところでございます。おおむねよかったというような評価をいただいたところでございますが、自由意見としましては、非公開情報もあるので、なかなか詳細な説明ができなかったというお声を3件ほどいただいているところでございます。また、別企業の考え方、施策を伺う機会としてよかったというようなお声もいただいたところでございます。

まとめとしましては、破線部囲みでございますように、他企業を交えた意見交換会については93%が肯定的な意見をいただいた一方で、深い議論を行いにくい側面があるため、個別意見交換会につなげていくような会の運営・進行が必要だと認識をしたとこととでございます。

2点目としまして、アンケートの一つとして、オンライン環境のあるかないかということを確認しているところでございます。今回、参加の企業のうち、環境があると答えていただいた方が95%、41社という結果でございました。環境がない方が2社おりましたが、5%という結果でございました。一定程度、オンラインでも環境があるということが確認できたところでございます。

また、ポツ印、右側でございますが、プラットフォームに期待することを確認したところで、複数回答可で確認をしたところでございますが、市の課題を把握・共有したい、市の課題解決に役立つ議論をしたいというお声が多かったという結果でございます。

破線の囲みでございますが、市が何を課題と考えているかを求める意見が多く、意見交換会に際しては、課題や期待をする効果を明確に掲示することにより、議論のポイントを参加者と共有していくことが必要だと認識しました。

また、2点目としまして、具体的な案件についての意見交換会だけではなく、民間活用手法そのものの知識・ノウハウの取得の場を求める声も一定数存在するという認識したところでございますので、今後の開催手法の検討が必要であると認識したところでございます。

資料右下でございますが、(1) With コロナにおける今後の実施手法の方向性としましては、上記2

のアンケート結果などを含めて、コロナウイルスの状況を含めて、より多くの事業者が安全に意見交換、学習の場に参画できる開催方式を求めていく必要性があると考えているところでございます。

この後、今年度も2回ほど、このような意見交換会、プラットフォームを開催していく予定がございますので、この中では意見交換のオンライン開催の試行実施や、オンラインによる勉強会の開催などを検討する必要性があると認識したところでございます。

方針の運用状況につきましての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

安登会長

資料の3について説明していただきました。川崎版PPPの現在の状況でございますけれども、ただいまの説明を聞いていただいて、感想と申しますか意見と申しますか、その辺も含めて委員の方から伺いたしたいと思います。いかがでしょうか。これも順不同で、簡単なコメントでも結構ですから、お聞かせいただければと思います。

伊藤先生、お願いします。

伊藤委員

川崎版PPPについても、今年の6月にもご報告いただいて、非常にスムーズに進捗があるなと思って、すばらしいなと思っております。もともとご案内でいただいていたことについても、その後、進捗がございましたし、あとは、特に今回いい方向に進んでいると感じたのが、市営住宅の管理代行の評価についてです。従前のやり方から、より踏み込んだ評価を行うという方針を立てられて、その方針に沿って進めていくということになったということは評価できていると思っております。

そもそも民活を始めるきっかけは、民間の力を生かしていったって、コスト削減と、よりよいサービスの実現という二つの軸で進めていくという中でしたので、従前どおり進んでいるところになかなか手をつけにくいところもあったかと思えます。

しかし、そこに正面から取り組んでいただいて、サービス向上にもつながり、かつ、コスト削減にもつながるような、年1回の総括と5年に1回の総括評価と両方を進めていくということになったこと。また、モニタリングのポイントを予め示した上で、よりよい結果を達成するべく、日頃の業務を進めていきたいと思います。この基軸については、ほかにも川崎市さんはいろいろ事業あると思えますので、順次いろんな切り口で取り組んでいただけるといいかなと思えます。

あとは、PPPプラットフォームもWithコロナの困難な状況の中で、前向きに進められたということも非常に評価できるなと思っております。特に、民間側から市の課題を把握したいというような意見が多く上がってきたことは、川崎市全体が民間活力を使って市をよくしていこうという方向に進んでいるということが民間に理解され、また、民間側にソリューションオリエンテッドな取組を検討したいという姿勢があることを示していると思えます。川崎市としての民間活用を引き続き進めていくためにも、川崎市としてこういったところに関して民間の力を生かしたいと考えている旨の情報発信を引き続き続けていただけるとよいと思えました。

以上です。

安登会長

ありがとうございました。

伊藤委員の御指摘について、事務局からいかがでしょうか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。

市営住宅の管理代行制度につきましては、従前、昨年度以前からまちづくり局のほうでも検討しておりましたが、今年度4月に我々の方針ができたということもあって、改めて我々のほうでも、もう一回確認をしながら、この取組を進めているところでございます。この後もいろんな事業の中で民間活用推進方針に合わせて事業のモニタリングなども行っていきたいと考えております。また一つのこれを取組み成果として、またこの知見も次につなげていきたいと思っております。

また、PPPプラットフォームにつきましては、今回83人にお集まりいただきました。それで、前回のアンケートなどと比べると、民間の企業の方々が求めることも非常に、前は情報が欲しいんだというようなことが非常に多くのウエイトを占めてたんですけども、いろんなことがアンケートの回答の中でばらけて出されており、求められているものが増えてきているなということを感じているところでございます。このようなやり方でお集まりいただくこともできましたので、この後も、より安全にというふうに先ほど申し上げましたけれども、オンラインの活用など手法を広げながら、継続的に取組をしながら企業との対話を、民間事業者との対話を重ねていきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

伊藤先生、よろしいでしょうか。

伊藤委員

結構です。

安登会長

ありがとうございました。

あとお二方、いかがでしょうか。

足立委員、お願いします。

足立委員

ご説明ありがとうございました。

全体的に、非常に充実した活動をされていますし、資料も毎回非常に作り込まれていて、頭が下がる思いです。

今後に向けてのご参考的な指摘となりますが、プラットフォームのところの一番最後、(3)のところ、「Withコロナにおける今後の実施方法」という記載がありますが、実施方法だけでなく、ぜひ「Withコロナ時代ならではの官民対話案件の弾出しをしよう」という視点があってもいいのかなと思います。特に問題意識として持っていますのは、川崎市さんに限ったことではないですが、コロナで浮き彫りになった、ソフトの事務事業の面での非効率性やデジタル化の遅れなどを解決するために、民間とコラボレートして効率性や生産性を上げていけないか、という取組弾は、結構多くあるのではないかと思います。

ほかの自治体などでも、このWithコロナ/アフターコロナの時代に、民間の提案を活用して、特にデジタル化を進めようといった取組などもみられると承知しています。例えば一例を挙げますと、ある自治体

では、いろんな部局の窓口サービスの非対面化や、公共施設の混雑状況の見える化、許認可・補助金手続などの簡素化、住民説明の非対面化、オンライン会議の環境整備、インターネット公売システムの整備、問合せ対応のデジタル化、オンライン観光、図書館資料のデジタル化などなど、行政が課題としているテーマをウェブ上で提示。そして、これらの、部局をまたがって非効率さやデジタル化・オンライン化の遅れで悩んでいる事案に対し、例えばバンドリングで、横串を刺して民間事業者からソリューション提供してもらえないかと、いった検討をしたりしています。これはもちろん一つの例示ですが、川崎市さんにおいても、折角、もともとハードのみでなくソフト面も含めて、最適な市政経営に向けた民間協働ということを目指して取り組んでいただいていますので、このWithコロナの時代を前向きに捉えて、こういったソフト面の弾出しなども、ぜひ全庁的に呼びかけていただけるといいのかなと思います。

デジタル化については、ご承知のとおり国を挙げての動きになっていますし、そういう中で川崎市さんが先駆けて何かやるということは、むしろ逆に後々非効率になるのではないかとか、ほかの自治体のシステムとの関係とか、もろもろ逡巡はあるかと思えます。ただ、かといって、国全体の動きをふまえてやっていくだけでは、果たして何年かかるかというところもあると思えますし、どのみち、それだけで全てOKとはなかなかならないのかなという気もします。暫定的に、向こう3年・4年をどうするかみたいな話になるのかかもしれませんが、ソフト面の事務事業にどう民間のノウハウを入れるかといった観点からの弾出しへ向け、どう各部局に呼びかけるかとか、そういった観点などもあっていいと思いましたので、ご参考まで申し上げます。以上です。

安登会長

ありがとうございました。

ただいまのご指摘に対しまして、事務局から何かコメントがございましたらお伺いいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ご意見ありがとうございました。

本市としましても、デジタル化、オンライン化、非常に大きな課題であると認識しております。全庁を挙げて取組をしなければいけない課題の一つだと認識しておりますので、この後、電子申請だとか、あとは学校の中でもタブレットの導入だとか、そういったことを目指していく必要があるというような状況がございますので、今、足立委員からいただきましたようなことも念頭に置きながら、この方針の運用をしながら、民間の提案・アイデアをうまく行政に取り入れられるように取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

それでは川崎委員、お願いいたします。

川崎委員

ありがとうございます。

先ほど足立委員が3番、最後に話をすると話すことがなくなるというところがあったんですけど、先ほど最初に話したので3番目ということで。

すごく丁寧に仕組みができていて、よかったなというふうに、というのが率直な感想です。特に私はこの

プラットフォームについて強い関心を持っておりまして、このつくり方とかが、多分今後、皆さんとお仕事をしていく上でかなり重要な位置づけになったなというふうに思っておりますので、ちょっとここは教えてもらいながら少しコメントをさせていただきたいと思うんですけども、延べで83社参加されたということなんですけれども、ここに参加されている企業さんというのは、やはり建築系が多いのか、ソフト系とか、いわゆるサービスを提供する側、つくる側というよりもサービスを提供する側も参加して下さっているのか、ちょっとその辺、先に教えていただけますでしょうか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担課長

ありがとうございます。

アンケートの分析の中ですけれども、1回目、2回目、昨年度やったときには300人、200人と集めたセミナー形式であったので、単純な比較はできないかもしれませんが、今回大きな傾向としてそのアンケート結果を捉えてみると、昨年度、2回目のところで見ると、建設関係の事業者が51%いたところがあったんですけれども、今回見てみると36%という形のウエイトになっております。それ以外のところで、例えば製造業であったり、情報通信、運輸だったり卸売、あと不動産、サービスというような形のところで、少し建設業のウエイトが下がった部分、違う様々な分野の割合が少しずつ増えてきているような傾向があって、建設業からサービス、情報通信の分野のほうにも少し広がってるかなというように感じを受けているところでございます。

あと、もう一つ加えて申し上げますと、市内事業者の参加の率も、これも一概に言えないかもしれませんが、1回目が14%、2回目が23%でしたが、今回32%という形で、少しではありますが市内事業者の方々が多く参加していただいたという傾向があるところでございます。

以上でございます。

川崎委員

ありがとうございます。

やはりすごくいい傾向だと思っております、当初はやっぱり建設業者さんが中心になって次の仕事を取りにくるということが強かったと思うんですけども、やはりこのプラットフォームというのは地域の課題を共有しながら、解決を皆さんの事業者さんと役所のほうで協力しながらそういった地域の課題を解決していくことがすごく重要になってくると思いますし、このPPPの真骨頂じゃないですけども、かなり重要なところだと思っておりますので、今、ご説明があったように、サービス関連のところの事業者さんとか、あるいは、地元の企業さんが参加されているということはすごく傾向だと思っております。

できればなんですけれども、こういったことに関して、今後の課題とか育成という意味も踏まえて、コミュニティビジネスを展開しているようなNPOさんとか、商店街なり何らかのところも少しお声がけをいただいて、自分たちで何ができるかとか考えていただくということも、こういったプラットフォームのところに機能として加えていただけると、より充実したプラットフォームができる上がるのかなというふうに思いました。

非常にいい傾向ですし、大事な場所だと思いますので、少しここに力点を置いていただけるとありがたいというところでございます。

私は以上です。

安登会長

ありがとうございました。

事務局からよろしいですか。何かありますか。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。

今、先生からアドバイスいただきましたことも認識して取組を進めていきたいと考えております。あと、私たち一緒に事務局という形で企画を進めている中には、日本政策投資銀行やPFI機構も入っていただいておりますが、地元の川崎信用金庫だとか横浜銀行も一緒に参画いただいておりますので、地域へのチャネルも使いながら、商店街だとかNPOの方々にもこの川崎市のPPPの取組のことを、また、プラットフォームのことを含めて伝えられるように取組を進めていきたいと考えております。念頭に置いて、この後、取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

私からも一言。資料の3の左の下に書いてありますが、紹介動画のお話がありました。私は、これは非常にいいなと思いました。というのは、やはり、事業に参画したいけれどもどういうふうに理解していけばいいかということが分かりにくいという人もいます。事業者によって得意、不得意があると思いますので、こういった動画とかユーチューブなんかを使って説明をされる、あるいはメールの形で情報発信されるなど様々なルートでアクセスしていただいて、情報収集していただくという、そういう機会が多いほどやっぱり周知されると思いますので、こういった取組みはぜひ続けていただきたいと思います。

それから、既に終わった事業で、例えば多摩スポーツセンターなんかは、これは指定管理にしていくとか、あるいは市営住宅については、管理代行というようなことをやられています。私事ですが、このような当初の事業期間を終結してから指定管理に移行するときの審査委員会なんかの委員を少しやらせていただいているんですけど、事業期間が5年ということだと、実際は4年目の後半の半年の間に継続の準備をされるので、結構慌ただしくなります。事業によっては6年か7年かもしれません。ということになると、こういった案件がこれから増えていきますので、対応が結構大変かなと思います。したがって、事業の性格だとか事務負担なんかも考えて、一般的な5年という期間も弾力的に、場合によっては、10年となると長いかもしれませんが、そこは少し幅があってもいいのかなというふうにちょっと感じたところがありまして、それを申し上げたいと思いました。

あと、2枚目の右のページで「プラットフォームに期待すること」ですが、これは合計が100%になっていますけれど、多分、複数回答にすれば、例えば「市の課題を把握・共有」というのは20%になっていますが、実際にはもう少し多いのかなと思います。複数回答で調べてもいいのかなというふうに思いました。細かいことですけど、私からは以上でございます。ありがとうございました。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。

まず、動画の配信については、一定程度、メールニュースの配信等と組み合わせることで見ていただく機会が増えているんだというふうに、担当部局、シティセールス・広報室というところが業務を所管しているんですけども、うまく伸びているねということをおっしゃっております。我々の分析としては、うまくメールニュースだとかを使うことによって見ていただく機会が増えるのかなというふうに思っていますので、適時うまく組み合わせながら情報を発信していきたいと思っています。PFI協会さんなどとも連携

しておりますので、そういったところのホームページも使って本市の事業の紹介など、私たちの取組を伝えていきたいと思っております。

2点目の指定管理につきましては、期間のこと、長いほうがいい、短いほうがいいという形、いろいろあるかと思うんですけども、平成15年、ミューザ川崎シンフォニーホール、最初に入れたときから、経験を重ねて3年にしたり5年にしたり、長くしたりしたものもあるんですけども、やはり一定競争性を求めながらやっていくという制度の中で、あまり期間を長くすると点検や確認の機会がなくなってしまうということで、現在、本市では指定期間が5年のものが9割強と運用しているところでございます。ものによって、病院などは人の確保が難しいということで30年を取ったりしてるものもございましてけれども、基本的に今、5年の中で運用しながら、先生のアドバイスもまた一つ考えながら進めていきたいと思っております。

あと、アンケートの取り方については、一応これは最後の設問ですけども、複数回答でいただいたんですけども、あまりうまく取れなかったというところがあるので、なるべくたくさんの方の意見を確認できるような形で、この後、考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

安登会長

ありがとうございました。

少しまだ時間がございまして、ほかに、よろしゅうございましてでしょうか。ありがとうございました。それでは、本日の議題は三つございましたけれども、各委員の方から有益なご指摘をいただきまして、ありがとうございました。事務局からも的確なご回答をいただきましたので、それらを踏まえまして、引き続き検討を進めていただければと思います。

本日の議題は以上でございます。

議事の進行を事務局にお返ししたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

織裳総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長

長時間にわたりましてご審議をいただきまして、ありがとうございました。

次回ですけども、次回、第3回につきましては、今後日程調整をさせていただきますが、年明け、2月から3月ぐらいの開催予定を今考えているところでございまして、よろしくお願いをしたいと思います。また、3回目の日程の前に個別にご説明させていただく時間を頂戴したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、今年度第2回川崎市民間活用推進委員会を終了させていただきたいと思っております。

本日はお忙しい時間の中、お時間を頂戴しましてありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いをいたします。